

## 伊賀ブランド認定要領

### (目的)

第1条 この要領は、伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な「伊賀産」（以下「伊賀産品」という。）と、その生産又は製造等に携わる「伊賀者」（以下「事業者等」という。）を伊賀ブランドとして認定し、情報発信することにより、伊賀の知名度を向上させ、伊賀産品の普及と品質の向上並びに事業者等の意欲を高め、地域づくりと産業の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊賀産品 原則として伊賀地域で生産、製造、加工されたものをいう。
- (2) 事業者等 農業、林業、漁業若しくは製造業やサービス業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として伊賀地域に主たる事業所を有するものをいう。

2 伊賀ブランドの認定名称は、「IGAMONO」とする。

### (認定基準)

第3条 伊賀ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、伊賀ブランドの認定にあたってその認定基準を定めなければならない。

2 協議会は、認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。また、変更するときも同様とする。

### (認定対象及び認定申請資格)

第4条 伊賀ブランドの認定の対象は、次に掲げる伊賀産品及びその事業者等とする。

- (1) 一次産品
- (2) 加工品
- (3) 工芸品

2 伊賀ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 認定の対象となる伊賀産品の事業者等であること。ただし、前項第1号に掲げる「一次産品」については、伊賀産品の事業者等のうち、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体に限るものとする。
- (2) 伊賀市等が賦課徴収する住民税等に滞納が無いこと。
- (3) 生産、製造、加工、販売等について法令等の規定に違反していないこと。
- (4) 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。

### (認定の申請)

第5条 協議会は、伊賀ブランド認定の申請を募集するときは、期間を定めて申請を受け付けるものとする。

2 伊賀ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊賀ブランド認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 伊賀ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 申請者の概要が分かる書類
  - ア 法人及び法人以外の団体にあっては、定款又は規約その他これに類する書類
  - イ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
  - 法人以外の団体にあっては、代表者の住民票
  - 個人にあっては、申請者の住民票
- (4) 認定を受けようとする伊賀産品の概要が分かる書類等
- (5) 完納証明書 伊賀市等が発行する住民税等の滞納が無いことを証明するための証明書（過去6ヶ月以内に発行したもの）
- (6) その他協議会が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 協議会は、前条の申請があった場合は、第3条の認定基準に基づく適合審査（以下「認定審査」という。）を伊賀ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）に委ねるものとする。

2 委員会は、前項による審査を委ねられた場合は、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 協議会は、委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して伊賀ブランド認定審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 協議会は、委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対して伊賀ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）によりその理由を付して通知するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、協議会が指定する日までに宣誓書（様式第6号）を提出するものとする。

2 協議会は、前項の規定による宣誓書の提出のあった場合は、第3条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。

3 協議会は、前項の規定により、当該伊賀産品及びその事業者等を伊賀ブランドとして認定し、伊賀ブランド認定証（様式第7号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定の公表等)

第9条 協議会は、伊賀ブランドとして、認定した伊賀産品（以下「認定品」という。）及び認定を受けた事業者等（以下「認定事業者」という。）の内容を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、次の各号に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、伊賀ブランド認定申請事項変更届出書（様式第8号）により、速やかに協議会に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所（法人、団体にあってはその名称及び代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 認定品の名称を変更したとき

(3) 認定品の生産、製造、加工、販売を一部変更、廃止又は中止したとき

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更が生じたとき

(業務状況の聴取等)

第11条 協議会は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をることができる。

(認定の取消)

第12条 協議会は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(4) 第10条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき

(5) 第11条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき

(6) 認定品の生産、製造、加工、販売を廃止又は1年間以上中止したとき

(7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があつたとき

2 協議会は、認定を取り消す場合は、その対象となる伊賀産品及びその者の氏名（法人、団体にあっては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された事業者等は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定の有効期間)

第13条 第8条第2項の規定による認定の有効期間は、認定した日の属する年度から3年目の3月31日までとする。

(認定の更新)

第14条 前条の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、認定期間が終了する日の3ヶ月前までに、伊賀ブランド認定更新申請書（様式第9号）を、第5条第3項の規定に準用する書類を添付し協議会に提出するものとする。

2 協議会は、第12条の規定に該当する場合を除き、認定の更新をすることができる。

3 協議会は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

4 更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間とする。

(認定登録料)

第15条 認定事業者は、認定に係る登録料を納めることを要する。新規の登録料は、1認定品につき1万円とし、2品目からは2千円とする。更新時の登録料は、1認定品につき5千円とし、2品目からは1千円とする。ただし、協議会会長が登録料の負担を免除する必要があると認められるときは、登録料を免除することができる。

2 登録後、いかなる場合も登録料は返金しないものとする。

(認定証の再交付)

第16条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、伊賀ブランド認定証再交付申請書（様式第10号）を速やかに協議会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第17条 認定事業者は、認定品及び自らが伊賀ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

2 認定の表示に関しては、別に定める伊賀ブランド認定表示取扱基準によるものとする。

(認定事業者の責務)

第18条 認定事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、伊賀に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。

(2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

(3) 第11条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、伊賀ブランド事故等発生報告書（様式第11号）により、速やかに協議会に報告しなければならない。

(認定の特例)

第19条 協議会は、第5条の規定による手続きによらず、認定基準に適合すると認められる伊賀產品及びその事業者等について、当該事業者等の承諾を得て伊賀ブランドとして認定することができる。

(事務処理)

第20条 この認定に関する事務処理は、上野商工会議所、伊賀市商工会及び伊賀市産業農林部商工労働課が共同して務める。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年5月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和7年9月2日から施行する。